

## 福岡地方裁判所委員会（第5回）議事概要

### 1 開催日時

平成16年9月15日午後1時30分～午後4時40分

### 2 場所

福岡地方裁判所小会議室

### 3 出席者

（委員）

近藤敬夫委員長，夏樹静子副委員長

上田静生委員（途中退席），狩野啓子委員，古賀靖子委員，田代俊一郎委員，田邊宜克委員，谷敏行委員，野口郁子委員，福島康夫委員，牧真千子委員，矢吹雄太郎委員，吉井勝敏委員（五十音順）

（福岡地方裁判所）

宮本禎一郎事務局長，保久村登民事首席書記官，轟田一夫刑事首席書記官，西嶋小枝子福岡簡易裁判所首席書記官

（説明者）

六反浩二広報係長

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

梶井宏一総務課長，黒岩康彦総務課課長補佐，荒巻洋子主任事務官

### 4 議事（□委員長，△副委員長，○学識経験者委員，◎法曹委員，◇裁判所）

#### (1) 議事概要について

□ 第4回の議事概要は，既に配付したとおり，委員長と副委員長で確認・修正したものを掲載している。

#### (2) 議題の提案と参考資料について田邊宜克委員から説明

##### ア 「利用者の声」の活用について

病院では，施設内に案内用のラインが引いてあったり，利用者にとって利用しやすい工夫がなされている。裁判所でも「利用者の声」を反映した工夫

をするための方策として、鳥取地家裁で活用しているアンケートを参考にし  
てはどうかと考え、提案したものである。

イ 地方裁判所委員会の成果の取りまとめについて

地方裁判所委員会の成果や課題等について、当委員会での報告だけでなく、  
ホームページにも掲載し、対外的にも広報することが有効だと考え、提案し  
たものである。

ウ 裁判員制度の資料配付について

現在、裁判所では積極的な広報活動が行われていると思われるが、「裁判  
員制度」についての資料を配付していただきたく提案したものである。

エ 「司法教育」に関する新聞記事等

これまでも議論されてきた「司法教育」についての現状を知っていただき、  
引き続き有用な意見交換をしていただきたく配付したものである。

(3) リーフレット（完成版）について

（福岡簡易裁判所西嶋小枝子首席書記官から「リーフレット（完成版）につ  
いて」説明）

◇ 前回の委員会での御意見を参考にして、前回のリーフレット（案）に修正  
を加えた。これについて、今回更に御意見をいただき、それを反映させたも  
のを完成版にして、管内各裁判所に参考配付するほか、相談窓口でのアンケ  
ート結果をもとに、市町村役場をはじめ、消費者センター等、需要が多いと  
見込まれる相談機関に配布して利用していただく予定にしている。また、ホ  
ームページにも掲載する予定である。

○ これに記載されている手順がいつ時点のものかが分かるように、作成年月  
日を記載した方がよい。

○ 「債務（借金）の整理をお考えの方へ」のリーフレットの「自己破産」の  
欄に、「免責の裁判があると、債務の支払いが免除されます。」との記載が  
あるが「免責が認められると、債務の支払いが免除されます。」との表現の

方が分かりやすいのではないか。

- ◎ 弁護士会が設置している相談センターにも配布してはどうか。
- △ 警察や交番にも配布してはどうか。
- 福祉事務所の相談窓口にも配布してはどうか。
- 県の労働福祉事務所の相談窓口には、年間約6000件の賃金未払い等に関する相談が寄せられている。そういった場所への配布も有効である。
- より多くの方の目に触れるようにするのがよい。市役所や消費者センターのロビー等といった、困った方が実際に立ち寄りそうなところに置くとよいのではないか。
- このリーフレットについては、今回の御意見を参考に修正を加え、なるべく早い時期に完成させ、ホームページに掲載するとともに、関係機関等へ配布することとしたい。
- ◎ 福岡地方裁判所のホームページの改訂はしないのか。全体的に素っ気ない感じがする。
- ◇ 委員の方々の御意見を参考にして、随時改訂してきているところであるが、更に工夫していきたい。

#### (4) 親子裁判所見学会について

(六反浩二広報係長から「親子裁判所見学会」について説明)

- 見学会に参加された方の感想に「民事事件の「被告」と、刑事事件の「被告人」との違いが印象深かった。」とあったとのことだが、新聞等のメディアでは、いずれも「被告」と表現している。これについては、法曹関係者から批判もあるが、一般の読者からはそういった批判の声を聞いていない。また、メディアでは、いかに読者に分かりやすく簡潔に伝えるかが重要であり、紙面上の字数の問題もある。今後、要請があれば、「被告」と「被告人」の表現について、報道責任者会議等において検討してもらうことも考えたい。
- ◎ 民事事件の「原告」と「被告」という表現を「申立人」と「相手方」とい

った表現にすることも考えていいのではないか。

- ◎ 親子見学会等の催しについては、どのくらいの頻度で行うのか。また、支部では企画しないのか。
- 10人以上の団体の裁判所見学会については、随時受け入れている。また、憲法週間や法の日週間には個人の見学希望者も受け入れている。支部では小さなグループによる同様の見学等は実施しているが、大人数となるとスタッフの問題もある。
- ◎ 検察庁見学の中にも裁判所見学は組み込まれている。裁判傍聴等はとても好評である。
- ◎ 弁護士会で憲法週間に企画している裁判所ウォッチングでは、費用は掛かるが、過去の参加者にダイレクトメールを送ることによってリピーターが増えている。
- 費用やスタッフの問題等があるが、できるだけ多くの方に、いろんな機会を捉えて裁判所を訪れていただき、裁判所をもっと身近なものに感じていただければと考えている。

#### (5) 裁判員制度に関する広報活動について

(黒岩康彦総務課課長補佐から説明)

- △ 一般の方は、法曹関係者が考えているよりも遙かに、裁判員制度に無関心だと思われる。いわゆる有識者と呼ばれている方からさえ、「本当に始まるのか実感がない」といった声も聞かれる。増して一般の方は、その内容をまったく知らない方もいる。
- ◎ 先日利用したタクシーの運転手の方は、「制度ができたのは知っているが、自分が裁判員に選ばれても行けない。クビになる。」と言っていた。
- 時間的に余裕があり、好奇心旺盛な方からは、「是非やりたい」との声を聞くこともあるが、全般的に無関心である。
- 裁判員の具体的な活動内容が分からない。

- 対象となる事件が何件くらいあって、どのくらいの確率で選ばれるのかといったことをもっと情報提供すべきである。
- どういった選出方法によって裁判員に選ばれるのかもよく分からない。
- ホームページの資料集6-4によると、福岡地裁管内では、裁判員制度の対象となる「重大事件」が平成14年、同15年に年間約150件あった。裁判員は補充員も含めて1件当たり10人だが、辞退者や不選任者を考慮すると、選任手続をする当日は相当数の方に裁判所に来ていただくことになる。
- ◎ 裁判員制度は、飽くまでも裁判員が主役の制度であり、裁判員になる方の意識を高めていただくことが大切である。
- 新聞社では、裁判員制度について、かなり掲載してきているが、今のところほとんど反応がない。今までいかに司法との距離があったかということを実感している。しかし、報道関係者の使命として、この制度を推し進めていく必要があると感じている。
- ◎ マスコミの影響力は大きく、大いに期待している。
- アメリカ、イギリス等、実際に陪審制等を導入している諸外国の制度や実際の事例を紹介してほしい。
- 裁判員制度をテーマとした小説やドラマができれば、関心が高まるのではないか。小説やドラマといったものであれば、フィクションであり、実際と多少のずれがあってもよいのではないか。
- 裁判員制度のキャッチコピーを作って、テレビのスポットで流してはどうか。
- △ 裁判官は、「起訴状一本主義」という言葉で表されるように、法廷で提出される証拠のみで判断しているが、一般の方は、マスコミなどの情報に影響されることが多く、果たして同じ立場で判断ができるのか不安がある。
- ◎ 裁判員制度においては、法廷で審理する前に、裁判所、検察官及び弁護人との間で争点や証拠を整理し、裁判官はこの結果を裁判員に説明することに

なる。しかし、例えば、覚せい剤所持の事件で、覚せい剤を所持していたことが真実であったとしても、これを証明する証拠が違法な手段によって収集されたものである場合は、裁判ではそれを証拠とすることができず、他に有罪とする証拠がない限り無罪となる。こういったことが裁判員になった一般の方に理解していただけるのかどうか不安である。

- 真実と異なる判断をすることには、多少抵抗がある。
- 重大事件について、判断を下すのは気が重い。
- ◎ 過去、日本に陪審制が導入された際には、啓蒙のための相当な活動や、模擬裁判といった多くのシミュレーションが行われたと聞いている。
- ◎ 裁判員制度を前提とした模擬裁判を本委員会で企画して実施してはどうか。そうすれば、運用面についても、いろんな問題点が分かってくるのではないか。また、本委員会設置1周年ということでのPRにもなるのではないか。
- 制度のイメージやルールが出来上がってない段階で行うのはあまり意味がないのではないか。
- ◎ 裁判員制度を前提としたものでなくても、現在の制度下での模擬裁判でも、刑事事件における「判断」といった部分では同じだと思う。
- 現在の制度での模擬裁判では、あまり意味がないのではないか。
- ◎ 来年秋に、裁判員制度を視野に入れた「改正刑事訴訟法」が施行される予定である。改正法下では、裁判の前に争点や証拠を整理するための手続を実施し、証拠の開示も積極的にされることになる。今、この改正法の運用に関して様々な検討がなされている段階である。この改正法が施行されてから4年後に裁判員制度がスタートする予定になっており、この改正刑訴法が十分に浸透していくかどうかは裁判員制度の円滑な導入の鍵になると思う。
- △ 模擬裁判についても、やはり裁判員制度のイメージがもう少し具体的に固まってから行った方がよいと思う。現時点では時期尚早の感がある。

□ 裁判員制度を将来定着させるために、現在、法曹三者が様々な角度から検討を重ねながら共通のイメージやルールを作っている段階である。そこで、模擬裁判については、これらのフレームが固まった段階で行うこととし、委員の方には、まず、実際に、裁判員制度の対象となる重大事件を傍聴していただき、その審理の状況を知っていただいてはどうか。また、委員全員が同じ事件を傍聴し、当該事件を通して、裁判員制度について討議してみてもどうか。この傍聴の機会を次回期日に実現できるように、刑事部と調整したい。

(6) 次回期日について

第6回 11月17日(水) 午後1時30分